平成２７年（フ）第３３９１号
千葉県南房総市白浜町白浜2985番地
破産者　株式会社地盤士
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３９２号
静岡県田方郡函南町平井1740―1996
破産者　宇山　隆之
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４１９号
東京都足立区平野１丁目26―25　第２カトレヤコーポ201
破産者　大澤　幸世
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４２０号
東京都足立区六月２丁目２－２　マンション紺利３－305
破産者　大澤　康徳
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４３６号
東京都墨田区千歳３丁目18番３号
破産者　有限会社フェイス
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４３７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582―２　セントラルコーポ船橋９―101
破産者　松本　勝美
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４３８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582―２　セントラルコーポ船橋９―101
破産者　松本ひろ子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４６１号
千葉県船橋市山野町41　ホワイトパレス１階103号
破産者　有限会社まる元
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４７１号
東京都渋谷区神宮前４丁目26番23号
破産者　株式会社パウンドコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４７２号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目30―１―410
破産者　野溝久美子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５２９号
東京都世田谷区経堂２丁目25番13号
破産者　有限会社ナビ
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３０号
東京都世田谷区赤堤３丁目273―３、住民票上の住所東京都世田谷区経堂２丁目25―13
破産者　上川　芳彦
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５３３号
千葉県船橋市印内３丁目33―13　マークサウンドⅢ―102
破産者　芹川　且視
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５４６号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２－３－３－931、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区豊岡町20―16―510
破産者　金子　弘史
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５８０号
東京都北区浮間４丁目32番29号
破産者　コラボシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５８１号
千葉県夷隅郡御宿町六軒町430
破産者　飯高　福子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５９０号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金819番地74
破産者　有限会社エムワイシステムズ
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５９１号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目８―22―201
破産者　三島　　強
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６１７号
神奈川県小田原市前川120、商業登記簿上の本店所在地神奈川県小田原市栄町２丁目11番５号
破産者　有限会社ドンガバチョ
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４８６号
東京都中野区野方３丁目８－２―203
破産者　穴井　真彦
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部